

4月1日から 保険証が新しくなります

② I I I I I I I I I I	国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成23年3月31日	記号 土浦 番号 1 2 3 4 5 6
	氏名	芳加 如 富士塚 太郎	
	生年月日	昭和25年11月3日	性別 男
	資格取得年月日	平成12年11月4日	
	世帯主氏名	富士塚 太郎	
	住所	茨城県土浦市富士塚一丁目1番1号	
	交付年月日	平成22年4月1日	保険者番号
	保険者の所在地	茨城県土浦市下高津一丁目20番35号	0 8 0 0 3 6
	保険者の名称	土浦市	※裏面参照

この色は、一般が「赤色」、退職者は「緑色」です。

新しい保険証を、3月末日までに郵送しますので、保険証が届きましたら、記載内容を確認してください。

また、4月1日(木)からは新しい保険証を医療機関の窓口へ提出してください。

なお、現在の保険証の有効期限は3月31日(水)ですので、4月1日以降は自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所または各地区公民館にお返しください。

問 国保年金課国保賦課係(☎826-1111 内線2296)

手続きが必要な方

対象者	持参するもの
すでに職場の健康保険に加入していて、国保脱退の手続きが済んでいない方	職場の保険証
退職などで、職場の保険証の資格を喪失している方 ※支所・出張所での即日交付はできません。	退職・離職証明書、資格喪失証明書 ※身分証明書が必要です。
市外に居住している学生で、市の保険証の交付を受ける方 ※支所・出張所では手続きができません。	在学証明書 ※毎年申請が必要です。

※国民健康保険の加入・脱退は自動的には行われませんので、必ず手続きをしてください。

●外国籍の方は…

在留期限が、平成23年3月31日以前にある場合、在留期限が保険証の有効期限となります。在留期限の違う方が世帯にいる場合、保険証の有効期限はそれぞれの期限に合わせて発行されます。(該当する方が在留資格の延長手続きをしたときは、国保年金課で保険証の更新をしてください)

※在留資格の更新が行われないと、国民健康保険の資格を失いますのでご注意ください。

●75歳以上の方は…

平成20年4月1日から、75歳以上の方は国民健康保険の対象ではなくなり、後期高齢者医療制度に移行しています。国民健康保険の保険証は送付されず、後期高齢者医療被保険者証が別途送付されます。(75歳未満の方で、後期高齢者医療制度対象となっている方も同様です)

●退職者の保険証をお持ちの方へ

平成23年3月31日までに65歳になる方の退職者被保険者証(緑色)の有効期限は、65歳になる誕生月の末日までとなります。有効期限が切れる月に、改めて3月31日まで有効となる一般の保険証を送付します。

4月からの保険証は普通郵便で送付しますが、ご希望により簡易書留または窓口交付を選択することができます。(3月18日(木)まで随時受付)



- 簡易書留…300円分の切手を国保年金課国保賦課係まで郵送または直接
- 窓口交付…事前に電話で。保険証交付時に身分証明書とはんこを持参

国民健康保険の未納がある方は

市では、国民健康保険税の公平な負担をお願いするため、未納がある方は相談のうえ、新しい保険証を交付しています。なお、特別な事情がないのに未納のままにしておく、状況に応じて差し押さえなどの滞納処分となることがありますのでご注意ください。分割納付など納税に関するご相談は納税課まで。

問 納税課(☎内線2233)

所得の申告が必要です

平成21年中の所得が、22年度の国民健康保険税や介護保険料を算定する基礎となります。

21年中に所得が無かった方も申告をしないと税額などが変わってきますので、必ず申告をしてください。

ただし、給与所得・年金所得のある方やすでに申告をされた方は、必要ありません。

問 課税課(☎内線2236)